

第7回帯広交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会
兼 第11回帯広地区タクシー協議会 議事概要

場所：平成26年2月20日（木） 13：30～14：00

時間：帯広運輸支局2階会議室

1. 開会

- ・事務局より協議会成立の報告及び配付資料の説明
- ・北村会長より挨拶

2. 議事

【中村座長】

本日の議題は2件ありますので、順番に事務局より説明を受け、皆様のご意見をいただきたいと考えております。

それでは事務局より（1）帯広交通圏における地域計画の進捗状況等について説明願います。

【事務局】

- ・資料1の説明

【中村座長】

ありがとうございました。

それでは、ただいま事務局から説明のあった「帯広交通圏における地域計画の進捗状況等」について、ご意見やご質問がありましたらお願いいたします。

意見・質問等なし

意見がないようですので、次の議題へ移りたいと思います。改正法律について事務局から説明願います。

【事務局】

昨年11月、議員立法により、可決成立し、本年1月27日に改正特措法が施行となっております。

具体的な改正内容ですが、以前のタクシー特措法を、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法と改め、準特定地域が新たに創設されました。

供給過剰を解消するための仕組みを、より効果的なものとするため、以前までの特定地域を「特定地域」と「準特定地域」という二層構造に改編した上で、供給過剰が発生して弊害の生じている地域を「特定地域」、発生のおそれのある地域を「準特定地域」としまして、それぞれ3年の期間限定で地域ごとに、その実情に即して、供給過剰を解消するための効果的な措置の導入となったものです。

改正前に特定地域であった帯広交通圏の他、北海道内ではこれまで8カ所の特定地域がありましたが、新制度においてこれらの地域は、まず準特

定地域として指定されております。

新たな特定地域の指定に関しましては、スケジュール的には今後、特定地域指定基準の策定が行われ、この基準等に合致する場合には、特定地域に指定されることとなります。したがって、特定地域の制度につきましてもの説明は、本日は省略させていただきます。

この他、おもだった改正点についてですが、

まず、協議会に関しては、特定地域及び準特定地域において、協議会を組織することとなっております。協議会において、いろいろな方々、中立的な立場の方々が様々な形でご議論をしていただきそれを行政が支えていくこととなります。

タクシーが地域の公共交通としての機能を充分発揮できるように、構成員のみなさまにおかれましては、そのようなお立場であるということをご理解いただき、協議会に対しまして、ご理解とご協力を、今後もよろしくお願いいたします。

運賃につきましては、公定幅運賃制度が導入されます。

過度の値下げ競争に起因したタクシー運転者の所得の低下を防ぐとともに、運賃以上にサービスの質の改善や高度化を実現する、となっております。この後の、新協議会において、この4月から導入されます消費税率引き上げに対応した公定幅運賃に関して、新特措法の規定により、協議会の意見を聞いたうえで、公定幅運賃を公表することとなっております。

また、資料の下段にお示ししています協議会の構成員についてですが、地方運輸局が外れることとなります。

理由としましては、改正特措法においては、協議会が作成した地域計画を運輸局長が認可することとなるため、地域計画の作成過程から運輸局長を外す必要があるためこのような措置となっております。

今後につきましては、運輸支局としましては、附帯決議にもありますが、データ、資料等の提供をはじめ、協議会の円滑な運営のために必要な支援を行うこととしており、今後は、会長の補佐役、また秘書役として、支援を適時適切に行うこととしております。

この他、衆議院及び参議院の附帯決議としまして、行政のみならず、事業者に対しての内容も記されており、タクシー事業者は、歩合給と固定給のバランスのとれた給与体系の再構築、累進歩合制の廃止、事業に要する経費を運転者に負担させる慣行の見直し等賃金制度等の改善等に努めるとともに、運行の安全を確保し、拘束時間外に運転代行業務に従事すること等により安全な運転をすることができない運転者を乗務させることがないよう万全を期すること、とされております。

関係のみなさまにおかれましては、これまで以上に運転者へ対する気配り、健康面への配慮等に関して、常に目を光らせておいていただきたいのと合わせまして、運転者から発信される情報の収集、会社内部への周知等の方法に関しても更なる充実をお図りいただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、先日書面協議ということで要綱の改正をご提案しました件につきまして、ご説明加えさせていただきます。

本協議会は、平成21年12月からスタートして、これまで6回ご議論いただきました。これまでの協議会で作成しました「地域計画」、その計画に基づいた各事業者様の「特定事業計画」、減車等の適正化策や各種の活性化策に取り組んでまい

りました。

これまで議論してきた「協議会」、取り組んだ「計画」などを、改正法において取り組んだ協議会と「みなす」ため、これまでの取り組みを踏まえて今後も継続して更なる取り組みを展開することから要綱の改正をご提案申し上げました。

「みなす」ための根拠条文につきましては、右上に【参考】と書かれた要綱の最後にお示ししておりますので、後ほどご覧いただければご理解いただけるものと考えております。

以上で議題2について説明を終わらせていただきます。

【中村座長】

ありがとうございました。

それでは、ただいま事務局から説明のあった改正法律について、ご意見やご質問がありましたらお願いいたします。

意見・質問等なし

意見がないようですので、その他、事務局から何か連絡事項はございますか。

【事務局】

冒頭にお話させていただきましたが、今回の協議会までは、平成14年の規制緩和以降、当時の国会付帯決議に基づき、毎年行われておりました「帯広地区タクシー協議会」を兼ねさせていただきましたが、新協議会では運輸支局が構成員から抜けることとなるため、帯広地区タクシー協議会は別途開催することになるかと思われます。その際には、議題や開催時期等について考慮したいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

3. 閉会

【中村座長】

ありがとうございました。

本日の議事概要は北海道運輸局のホームページその他で公開いたしますので、各委員のご了解をお願いいたします。

さて、私ども帯広運輸支局は、この協議会の構成員から外れることとなりますが、附帯決議のとおり、協議会の円滑な運営のための支援を適時適切に行ってまいりたいと考えておりますので、委員の皆様におかれましては、今後も引き続きよろしくお願い申し上げます。

ここで、事務局をハイヤー協会さんへ引き継ぎます。